

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示

- | | ページ |
|--|-----|
| ○個人情報の保護に関する法律施行細則第24条第1項に規定する保有個人情報等を定めた告示の一部改正 (人事課) | 399 |
| ○令和7年度8・9・11月及び3・4月自衛官の募集 (自治振興課) | 400 |
| ○落札者の決定 (入札課) | 401 |
| ○保全回復事業の認定 (自然環境保全課) | 〃 |
| ○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可申請の概要 (南丹保健所) | 402 |
| ○公共測量の実施 (用地課) | 405 |

公 告

- | | |
|--|-----|
| ○一般競争入札の実施 (入札課) | 〃 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局) | 408 |
| ○土地改良区役員の就退任届 (南丹広域振興局) | 〃 |
| ○令和7年の二級建築士試験及び木造建築士試験の変更 (建築指導課) | 410 |
| ○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課、山城北土木事務所、山城南土木事務所) | 〃 |
| ○都市計画下水道の決定のための案の縦覧 (下水道政策課) | 〃 |
| ○都市計画下水道の変更のための案の縦覧 (〃) | 〃 |

公 営 企 業

- | | |
|------------|-----|
| ○一般競争入札の実施 | 411 |
|------------|-----|

府 議 会

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ○京都府政務活動費の交付に関する条例に基づく会派異動届 | 415 |
|-----------------------------|-----|

選挙管理委員会

- | | |
|--|-----|
| ○京都府議会議員城陽市選挙区補欠選挙における立候補の届出の手續等に関する説明会の開催 | 〃 |
| ○京都府議会議員城陽市選挙区補欠選挙における政党等に対する政治活動等の説明会の開催 | 416 |

人 事 委 員 会

- | | |
|--|-----|
| ○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| ○個人情報の保護に関する法律施行細則第22条第1項に規定する保有個人情報等を定めた告示の一部改正 | 417 |

監 査 委 員

- | | |
|----------------------|-----|
| ○包括外部監査の事務を補助する者の氏名等 | 418 |
|----------------------|-----|

正 誤

- | | |
|--------------------------|-----|
| ○令和5年3月28日付け京都府公報号外第11号中 | 〃 |
| ○令和7年2月28日付け京都府公報号外第4号中 | 419 |
| ○令和7年3月25日付け京都府公報第598号中 | 〃 |
| ○令和7年3月31日付け京都府公報号外第10号中 | 〃 |
| ○令和7年4月1日付け京都府公報号外第14号中 | 〃 |

告 示

京都府告示第320号

個人情報の保護に関する法律施行細則第24条第1項に規定する保有個人情報等を定めた告示(令和5年京都府告示第179号)の一部を次のように改正する。

なお、この告示は、令和7年7月1日から施行し、同日以後に申込みの受付を開始する試験等から適用する。

令和7年6月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表の1の項中「総合ランク(第1次試験不合格者に係るものに限る。)」を「順位及び総合得点」に、「第1次試験合格発表」を「合格発表(第1次試験の合格者にあつては、最終合格発表)」に改め、同表の2の項中「総合ランク」を「順位及び総合得点」に改め、同表の3の項中「総合ランク(第1次試験不合格者に係るものに限る。)」を「順位及び総合得点」に、「第1次試験合格発表」を「合格発表(第1次試験の合格者にあつては、最終合格発表)」に改め、同表の4の項中「総合ランク」を「順位及び総合得点」に改め、同表の5の項中「総合ランク(第1次試験不合格者に係るものに限る。)」を「順位及び総合得点」に、「第1次試験合格発表」を「合格発表(第1次試験の合格者にあつては、最終合格発表)」に改め、同表の6の項及び7の項中「総合ランク」を「順位及び

総合得点」に改め、同表の12の項中「総合ランク」を「順位及び総合得点」に、「第1次試験合格発表」を「合格発表（第1次試験の合格者にあつては、最終合格発表）」

に改め、同表の13の項中「総合ランク」を「順位及び総合得点」に改め、同表の18の項中「適正試験」を「適性試験」に改める。



京都府告示第321号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和7年度8・9・11月及び3・4月自衛官（自衛官候補生）の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和7年6月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者に限る。）で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付場所

(1) 自衛隊各駐屯地及び基地

(2) 次に掲げる場所

- ア 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)
URL <https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>
Email recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp
- イ 京都募集案内所 京都市下京区烏丸通六条上る北町181（第5キョートビル1F）
(電話 (075) 361-5587)
- ウ 河原町募集案内所 京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町412（シェモア河原町1F）
(電話 (075) 221-3266)
- エ 福知山地域事務所 福知山市駅前町9（春風堂ビル1F）
(電話 (0773) 23-0416)
- オ 舞鶴地域事務所 舞鶴市余部下1190
(電話 (0773) 63-3272)
- カ 宇治地域事務所 宇治市広野町西裏71の5（S.C OKUBO ビル202号室）
(電話 (0774) 44-7139)
- キ 亀岡募集案内所 亀岡市古世町西内坪34の26
(電話 (0771) 24-4170)
- ク 京丹後地域事務所 京丹後市大宮町周枳1975（ミックビル1F）
(電話 (0772) 64-2498)

3 試験科目

筆記試験（国語、数学、地理、歴史及び公民）、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 受付期間・試験期日及び試験場

受付期間・試験期日及び試験会場 ※1

筆記試験（WEB方式）			口述試験・身体検査	
受付期間※2	筆記試験期日	試験会場	口述試験・身体検査期日	試験・検査会場
令和7年6月30日（月）まで（必着）	令和7年7月7日（月） ・ 令和7年7月8日（火） のいずれか1日	任意の場所	令和7年7月11日（金）	陸上自衛隊桂駐屯地（京都市西京区）

- ※ 1 試験期日等は、状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。
※ 2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の午後 5 時まで（必着）

5 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部
京都市中京区西ノ京笠殿町38
（電話（075）803-0820）



京都府告示第322号

落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 6 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 (1) 購入物品の名称及び数量

京都府議会インターネット中継システム機器（その 1）一式

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

(3) 落札決定日

令和 7 年 5 月 21 日

(4) 落札者の名称及び所在地

キノンビクス株式会社
京都市南区東九条松田町138番地 2

(5) 落札金額

37,413,530円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和 7 年 4 月 4 日

2 (1) 購入物品の名称及び数量

京都府議会インターネット中継システム機器（その 2）一式

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

(3) 落札決定日

令和 7 年 5 月 21 日

(4) 落札者の名称及び所在地

キノンビクス株式会社
京都市南区東九条松田町138番地 2

(5) 落札金額

5,379,000円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和 7 年 4 月 4 日

3 (1) 購入物品の名称及び数量

京都府議会インターネット中継システム機器（その 3）一式

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

(3) 落札決定日

令和 7 年 5 月 21 日

(4) 落札者の名称及び所在地

キノンビクス株式会社
京都市南区東九条松田町138番地 2

(5) 落札金額

6,380,000円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和 7 年 4 月 4 日



京都府告示第323号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第32条第 3 項の規定により、保全回復事業を次のとおり認定した。

令和 7 年 6 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 認定を受けた保全回復事業を行う者の住所、名称及び代表者の氏名

綾部市光野町遊里ノ本13番地
水源の里光野
代表 澁谷 満男

2 認定を受けた保全回復事業の事業計画

- (1) 事業計画の名称
光野地区ヒメザゼンソウ保全回復事業の事業計画
- (2) 事業計画の区域
光野地区における本種の分布区域
- (3) 事業計画の期間
令和 7 年 6 月 5 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- (4) 事業計画の概要
ア 現状及び課題
生育状況及びその課題

- イ 保全回復事業の取組
調査研究、生育環境の整備、盗掘の防止及び適正な生育状況の維持
- ウ 保全回復事業の推進方策
府民等の理解促進、多様な主体の連携と協働及び公共事業における配慮
- エ 計画の評価
評価の方針及び事業の見直し

- 3 認定年月日
令和 7 年 6 月 5 日

京都府告示第 324 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったが、その概要は次の 1 のとおりである。

なお、同条第 4 項の規定により、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の 2 のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
名 称 雪印メグミルク株式会社
所在地 札幌市東区苗穂町六丁目 1 番 1 号
代表者 代表取締役社長 佐藤 雅俊
- (2) 工場の名称及び所在地
名 称 雪印メグミルク株式会社京都工場池上製造所
所在地 南丹市八木町池上古里 1 番地 1
- (3) 特定施設に関する事項
ア 種類
水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 第 2 号ロに掲げる畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 10 基（以下「A 施設」、「B 施設」、「C 施設」、「D 施設」、「E 施設」、「F 施設」、「G 施設」、「H 施設」、「I 施設」及び「J 施設」という。）
イ 能力
別表 1 のとおり
ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日
着手予定年月日 法第 5 条第 1 項の許可のあった日
完成予定年月日 着手の日から 2 箇月を経過した日
使用開始予定年月日 完成の日から 3 箇月を経過した日
エ 使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間
別表 1 のとおり
オ 使用の季節的変動
なし
カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の 1 日当たりの通常値及び最大の量
別表 2 のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
ア 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表 3 のとおり

イ 設置年月日

平成13年 1 月15日

ウ 使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間

終日

エ 使用の季節変動

なし

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の 1 日当たりの通常の量及び最大の量

別表 4 のとおり

2 縦覧等の期間及び場所

(1) 期間

令和 7 年 6 月13日から令和 7 年 7 月 4 日まで

(2) 場所

関係書類を京都府南丹保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。

なお、南丹市役所においてその書類を閲覧することができる。

別表 1

区 分 \ 項 目	能 力	使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間
A 施設	送液能力 26 m ³ /時間	18 時から 22 時までのうち 1 時間
B 施設	送液能力 12 m ³ /時間	23 時から翌日 2 時までのうち 1 時間
C 施設	送液能力 12 m ³ /時間	18 時から 22 時までのうち 1 時間
D 施設	薬液タンクの容量 200 L	5 時から翌日 3 時までのうち 7 時間
E 施設	薬液タンクの容量 200 L	5 時から翌日 3 時までのうち 5 時間
F 施設	洗浄能力 1, 200 ケース/時間	7 時から 24 時までのうち 12 時間
G 施設	洗浄能力 800 ケース/時間	6 時 30 分から 24 時までのうち 17 時間
H 施設	洗浄能力 2, 500 ケース/時間	6 時 30 分から 24 時までのうち 15 時間 30 分
I 施設	洗浄能力 26, 400 本/時間	6 時 30 分から 24 時までのうち 12 時間
J 施設	洗浄能力 600 ケース/時間	7 時から 24 時までのうち 12 時間

別表2

項 目 区 分		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値							汚水等 の 量
		p H	B O D	C O D	浮 遊 物質 量	窒 素	りん 磷	油 分	
A 施設	通 常	5～13	mg/L 600	mg/L 400	mg/L 90	mg/L 68	mg/L 11.2	mg/L 60	m ³ /日 9
	最 大	5～13	7,000	3,000	150	788	131.2	700	11
B 施設	通 常	5～13	500	350	100	25	5	150	4
	最 大	5～13	1,000	700	200	50	10	300	6
C 施設	通 常	5～13	600	400	90	68	11.2	60	4
	最 大	5～13	7,000	3,000	150	788	131.2	700	6
D 施設	通 常	5～13	600	400	90	68	11.2	60	116
	最 大	5～13	7,000	3,000	150	788	131.2	700	135.5
E 施設	通 常	5～13	600	400	90	68	11.2	60	90
	最 大	5～13	7,000	3,000	150	788	131.2	700	104
F 施設	通 常	5.8～8.6	300	200	85	35	5.6	30	7
	最 大	5.8～8.6	500	350	90	55	9.4	45	8
G 施設	通 常	5.8～8.6	300	200	85	35	5.6	30	10
	最 大	5.8～8.6	500	350	90	55	9.4	45	12
H 施設	通 常	5.8～8.6	300	200	85	35	5.6	30	10
	最 大	5.8～8.6	500	350	90	55	9.4	45	12
I 施設	通 常	8.6～13	800	500	80	90	14.8	80	46
	最 大	8.6～13	5,000	3,000	150	570	92	500	50
J 施設	通 常	5.8～8.6	300	200	85	35	5.6	30	30
	最 大	5.8～8.6	500	350	90	55	9.4	45	36

別表3

種 類	構 造	能 力	処理の方法
汚水処理施設	鉄筋コンクリート製	1,950 m ³ /日	ゲルトルラ前処理及び活性汚泥方式
三次処理施設	鉄骨造	1,950 m ³ /日	凝集加圧浮上分離方式

別表 4

項 目 区 分			汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値									汚水等 の 量
			p H	B O D	C O D	浮 遊 物 質 量	窒 素	りん 磷	油 分	大 腸 数	アンモニア、 アンモニウム 化合物、亜硝 酸化合物及び 硝酸化合物	
汚 水 処 理 施 設	通常	処理前	5～10	mg/L 700	mg/L 300	mg/L 200	mg/L 45	mg/L 8	mg/L 80	無数	mg/L 20	m ³ /日 1,600
		処理後	7.0～8.0	20	20	20	20	4.4	10	無数	2	1,600
	最大	処理前	5～13	800	350	250	50	10	100	無数	30	1,950
		処理後	7.0～8.0	20	25	25	25	4.4	10	無数	4	1,950
三 次 処 理 施 設	通常	処理前	7.0～8.0	20	20	20	20	4.4	10	無数	2	1,600
		処理後	5.8～8.6	10	20	20	20	3	10	200	2	1,600
	最大	処理前	7.0～8.0	20	25	25	25	4.4	10	無数	4	1,950
		処理後	5.8～8.6	20	25	25	25	4	10	650	4	1,950



京都府告示第325号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である舞鶴市長から通知があった。

令和 7 年 6 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
- 舞鶴市の一部
- 2 測量の期間
- 令和 7 年 5 月 9 日から令和 8 年 3 月 20 日まで
- 3 測量の種類
- 公共測量（数値地形図修正及び 3 D 都市モデル作成）

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和 7 年 6 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物品の名称及び数量
- スクールバス 3 台
- (2) 購入物品の特質等

- 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和 8 年 3 月 24 日（火）
- (4) 納入場所
ア 京都府立向日が丘支援学校（長岡京市今里南平尾 8－1）
イ 京都府立与謝の海支援学校（与謝郡与謝野町字男山 945）
- 2 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号（075）414-5442
ファクシミリ番号（075）414-5450
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付等
ア 交付期間
令和 7 年 6 月 13 日（金）から令和 7 年 7 月 10 日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
イ 入手方法
(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後 1 時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 7 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和 7 年京都府告示第 4 号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「車両・船舶類」一小分類「自動車」
- (3) 4 の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (4) 過去 2 年間に 1 の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者であること。
- 4 入札参加資格の確認手続
入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けな

ればならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2 の(2)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第 19 条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2 の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3 の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2 の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 5 時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和 7 年 7 月 24 日（木）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで及び令和 7 年 7 月 25 日（金）午前 8 時 30 分から午前 10 時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和 7 年 7 月 24 日（木）午後 5 時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和 7 年 7 月 25 日（金）午前 10 時 15 分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1 の(1)に示す「スクールバス 3 台（税抜き）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3 に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人の ID 又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人の ID 又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1 の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1 から 8 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

School bus Three vehicles

(2) Bidding method

Electronic bidding system

- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM to 5:15 PM, from Friday, June 13, 2025 to Thursday, July 10, 2025 (except for Sundays and Saturdays)
- (4) The time, date and place for submission of tender
From 8:30 AM to 5:15 PM on Thursday July 24, 2025 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Friday July 25, 2025
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by mail
5:00 PM on Thursday July 24, 2025
- (6) The time, date and place for the opening of tender
10:15 AM on Friday July 25, 2025
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和 7 年 6 月 13 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 届出事項の概要
- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社平和堂
彦根市西今町 1 番地
代表取締役 平松 正嗣
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ京田辺
京田辺市田辺中央五丁目 2 番地 1

(3) 変更の内容

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	変更理由
駐車場の位置及び収容台数	1,317台(添付図面のとおり)	797台(添付図面のとおり)	令 8. 1. 17	利用実態による運営の見直しのため

- 2 届出年月日
令和 7 年 5 月 16 日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和 7 年 6 月 13 日から令和 7 年 10 月 14 日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



亀岡市亀岡土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 7 年 6 月 13 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 就任役員
(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市余部町中条 7	和 崎 勇
〃 〃 蚊又125	中 井 茂
〃 安町85	澤 田 悦 好
〃 紺屋町 1	並 河 和 夫
〃 塩屋町29	前 田 泰 孝
〃 〃 〃	前 田 恵 子
〃 中矢田町岸ノ上11の 1	大 槻 出
〃 上矢田町下垣内39	菱 田 光 紀
〃 突抜町15	塩 野 秀 男
〃 三宅町60	吉 田 勇 治

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市余部町古城 9	田 村 秀 夫
〃 矢田町14	大 槻 松 平
〃 馬路町三軒屋94	松 村 一 城

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市余部町中条 6 の 3	中 澤 正 明
〃 〃 蚊又77	長谷川 修 一
〃 追分町谷筋33の 5	西 田 広 司
〃 安町85	澤 田 悦 好
〃 紺屋町 1	並 河 和 夫
〃 柳町57	高 橋 武 司
〃 古世町 1 の 1 の 7	梅 原 正 信
〃 上矢田町下垣内39	菱 田 光 紀
〃 東堅町20	梅 田 啓 史
〃 三宅町60	吉 田 勇 治

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市余部町古城 7	藤 村 義 孝
〃 突抜町18	鷲 森 邦 彦
〃 河原林町河原尻高野垣内40	小 川 泉



亀岡市寅天堰土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 7 年 6 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市千代川町川関西又 2 の 1	八 木 稔
〃 〃 千原学堂 1 ・ 4 の 1 合地	永 田 学
〃 〃 小川 1 丁目 5 の 5	小 川 克 己
〃 〃 高野林高ノ畑45	廣 瀬 清 一
〃 〃 小林植田 5	谷 田 幸 泰
〃 〃 湯井中筋54	野々村 栄 子
〃 大井町土田 1 丁目11の21	山 下 昌 明

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市千代川町高野林高ノ畑35	八 木 秀 夫
〃 大井町土田 1 丁目11の15	人 見 政 章

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市千代川町川関西又 2 の 1	八 木 稔
〃 〃 千原大門 6	河原林 勉
〃 〃 小川 1 丁目 5 の 5	小 川 克 己
〃 〃 湯井東筋38	長谷川 幸 作
〃 〃 小林植田46	齊 田 哲 夫
京都市西京区大枝沓掛14の185 中原グリーンハイツ204号	辻 明 良

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市千代川町小林植田75	齊 田 守
〃 大井町土田 1 丁目11の15	人 見 政 章



令和 7 年 3 月 4 日付け京都府公報第592号で公告した
令和 7 年の二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に
ついて、次のとおり変更する。

令和 7 年 6 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

ページ	欄	行	変更前	変更後
137	左	上から 7	龍谷大学（深草学 舎） （京都市伏見区深 草塚本町67）	立命館大学（衣笠 キャンパス） （京都市北区等持 院北町56の 1）
		上から 26	龍谷大学（深草学 舎） （京都市伏見区深 草塚本町67）	立命館大学（衣笠 キャンパス） （京都市北区等持 院北町56の 1）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項に
関する工事が次のとおり完了した。

令和 7 年 6 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
福知山市字新庄小字田入谷587の 1、587の 3、
588の 2
（関連区域）
市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福知山市字新庄587
荒川 直樹
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市五ヶ庄古川 3、17、22、市有地
（関連区域）
宇治市五ヶ庄古川 2 の 3 の一部、3 の 1、市有地、
国有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市伏見区淀樋爪町 4
レパーム建設株式会社
- 3 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
木津川市加茂町里土堀66の 2
（関連区域）
木津川市加茂町里土堀82の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
奈良市学園南一丁目 6 の 11
奈良シティ建設株式会社

宇治田原都市計画下水道の都市計画の決定を行うた
め、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第 1 項
の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供
する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日
までに知事に意見書を提出することができる。

また、京都市上下水道局、宇治市役所、城陽市役所、
八幡市役所、京田辺市役所、木津川市役所、久御山町役
場、井手町役場及び宇治田原町役場においても当該都市
計画の案を閲覧することができる。

令和 7 年 6 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 都市計画を定める土地の区域

木津川流域下水道

定める部分

京都都市計画（京都国際文化観光都市計画）木津
川流域関連京都市公共下水道、宇治都市計画木津川
流域関連宇治市公共下水道、城陽市公共下水道、久
御山町公共下水道及び井手町公共下水道、綴喜都市
計画木津川流域関連八幡市公共下水道及び京田辺市
公共下水道、相楽都市計画木津川流域関連木津川市
公共下水道並びに宇治田原都市計画木津川流域関連
宇治田原町公共下水道の排水区域

2 縦覧場所

京都府建設交通部下水道政策課、京都府京都土木事
務所、京都府山城北土木事務所及び京都府山城南土木
事務所

3 縦覧期間

令和 7 年 6 月 13 日から令和 7 年 6 月 27 日まで

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）、宇
治都市計画、綴喜都市計画及び相楽都市計画下水道の都
市計画の変更を行うため、都市計画法（昭和43年法律第
100号）第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1
項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に
供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日
までに知事に意見書を提出することができる。

また、京都市上下水道局、宇治市役所、城陽市役所、
八幡市役所、京田辺市役所、木津川市役所、久御山町役
場、井手町役場及び宇治田原町役場においても当該都市
計画の案を閲覧することができる。

令和 7 年 6 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
木津川流域下水道
変更する部分
宇治田原都市計画木津川流域関連宇治田原町公共
下水道の排水区域
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部下水道政策課、京都府京都土木事
務所、京都府山城北土木事務所及び京都府山城南土木
事務所
- 3 縦覧期間
令和 7 年 6 月 13 日から令和 7 年 6 月 27 日まで

公 営 企 業

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定に
より、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る委託契約は、地方公共団体の物
品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成
7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

令和 7 年 6 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
 - ア 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処
分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その
1）（予定数量 4,500 トン）
（処分 流 7 洛南第 13 号の A - 3、収集運搬
流 7 洛南第 12-01 号の B - 3）
 - イ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処
分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その
2）（予定数量 3,000 トン）
（処分 流 7 洛南第 13 号の A - 4、収集運搬
流 7 洛南第 12-01 号の B - 4）
 - ウ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処
分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その
3）（予定数量 500 トン）
（処分 流 7 洛南第 13 号の A - 5、収集運搬
流 7 洛南第 12-01 号の B - 5）
 - エ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処
分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その
4）（予定数量 190 トン）
（処分 流 7 洛南第 13 号の A - 6、収集運搬
流 7 洛南第 12-01 号の B - 6）
 - オ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処
分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その
1）（予定数量 900 トン）

- （処分 流 7 洛南第 13 号の A - 9、収集運搬
流 7 洛南第 12-01 号の B - 9）
- カ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処
分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その
2）（予定数量 700 トン）
（処分 流 7 洛南第 13 号の A - 10、収集運搬
流 7 洛南第 12-01 号の B - 10）
- キ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処
分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その
3）（予定数量 500 トン）
（処分 流 7 洛南第 13 号の A - 11、収集運搬
流 7 洛南第 12-01 号の B - 11）
- ク 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理
処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）そ
の 1）（予定数量 1,000 トン）
（処分 流 7 宮津第 13 号の A - 3、収集運搬
流 7 宮津第 12-01 号の B - 3）
- ケ 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理
処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）そ
の 2）（予定数量 700 トン）
（処分 流 7 宮津第 13 号の A - 4、収集運搬
流 7 宮津第 12-01 号の B - 4）
- コ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター
汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱
水）その 1）（予定数量 2,400 トン）
（処分 流 7 上流第 13 号の A - 3、収集運搬
流 7 上流第 12-01 号の B - 3）
- サ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター
汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱
水）その 2）（予定数量 500 トン）
（処分 流 7 上流第 13 号の A - 4、収集運搬
流 7 上流第 12-01 号の B - 4）
- シ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター
汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱
水）その 3）（予定数量 500 トン）
（処分 流 7 上流第 13 号の A - 5、収集運搬
流 7 上流第 12-01 号の B - 5）
- ス 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター
汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱
水）その 4）（予定数量 500 トン）
（処分 流 7 上流第 13 号の A - 6、収集運搬
流 7 上流第 12-01 号の B - 6）
- (2) 業務の仕様
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約日から令和 8 年 10 月 31 日までとする。ただ
し、(1)の業務場所からの下水汚泥の搬出期間は、令
和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までとする。
なお、契約日から令和 7 年 9 月 30 日までの業務開
始準備期間とする。
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一
般競争入札参加資格審査申請書（以下「確認申請書」

という。)の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所総務課

電話番号 (075) 954-1877

ファクシミリ番号 (075) 955-2224

(2) 入札説明書、仕様書及び確認申請書の交付等

ア 交付期間

令和 7 年 6 月 13 日 (金) から令和 7 年 7 月 9 日 (水) まで

イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、アの期間 (日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間 (正午から午後 1 時までを除く。)に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、産業廃棄物の処理処分及び収集運搬を 1 社で行うもの (以下「単体業者」という。)又は処分業者と収集運搬業者により構成されるグループ (以下「グループ業者」という。)のいずれでも差し支えないが、次に掲げる条件を全て (グループ業者にあっては、グループ業者のうち処分業者は(4)、収集運搬業者は(3)を除く。)満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(3) 産業廃棄物の処理処分業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 14 条の規定による産業廃棄物処分業の許可 (事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者 (以下「処分業者」という。)であること。

イ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 7 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示 (令和 7 年京都府告示第 4 号。以下「告示」という。)に定める競争入札参加者の資格を得ている者であって、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「廃棄物処理」—小分類「産業廃棄物処分」

ウ 地方公共団体又は地方公社が発注し、及び直接契約した業務委託において平成 27 年度以降に下水汚泥を有効利用 (緑農地利用、建設資材利用、エネルギー利用) により処分した履行実績を有する者であること。

エ 下水汚泥を自社の施設において有効利用による処分ができる者であること。

(4) 産業廃棄物の収集運搬業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可 (事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者 (以下「収集運搬業者」という。)であること。

イ 告示に定める競争入札参加者の資格を得ている者であって、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「廃棄物処理」—小分類「産業廃棄物収集運搬」

ウ 地方公共団体又は地方公社が発注し、及び直接契約した業務委託において平成 27 年度以降に当該団体又は公社が排出する下水汚泥を収集運搬した履行実績を有する者であること。

エ 自動車による場合であって、かつ、処分業者以外の者が収集運搬業者となる場合には、貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第 83 号) 第 3 条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有し、かつ、仕様書に定める荷台構造等の条件を満たす車両を 5 台以上有する者であること。

(5) グループ業者の要件

構成員の数は、2 者以上とし、その内訳は、処分業者である代表者 1 者及び収集運搬業者であるその他の構成員 1 者以上であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料 (以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、グループ業者にあっては、申請手続は代表者が行うこと。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2 の(2)のアに同じ。

(2) 提出場所

2 の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間 (日曜日及び土曜日を除く。)中の午前 9 時から午後 4 時までの間 (正午から午後 1 時までを除く。)に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、提出期間内に 2 の(1)の場所に必着させること。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認結果については、別途通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3 の(3)のイ及び 3 の(4)のイの資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

- (ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5430

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

- (イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

- (ウ) 提出期限

令和 7 年 6 月 26 日 (木) 午後 5 時 15 分

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

- (ア) 1 の(1)のアの業務

令和 7 年 7 月 30 日 (水) 午前 10 時

- (イ) 1 の(1)のイの業務

令和 7 年 7 月 30 日 (水) 午前 10 時 20 分

- (ウ) 1 の(1)のウの業務

令和 7 年 7 月 30 日 (水) 午前 10 時 40 分

- (エ) 1 の(1)のエの業務

令和 7 年 7 月 30 日 (水) 午前 11 時

- (オ) 1 の(1)のオの業務

令和 7 年 7 月 30 日 (水) 午前 11 時 20 分

- (カ) 1 の(1)のカの業務

令和 7 年 7 月 30 日 (水) 午前 11 時 40 分

- (キ) 1 の(1)のキの業務

令和 7 年 7 月 30 日 (水) 午後 1 時 20 分

- (ク) 1 の(1)のクの業務

令和 7 年 7 月 30 日 (水) 午後 1 時 40 分

- (ケ) 1 の(1)のケの業務

令和 7 年 7 月 30 日 (水) 午後 2 時

- (コ) 1 の(1)のコの業務

令和 7 年 7 月 30 日 (水) 午後 2 時 20 分

- (サ) 1 の(1)のサの業務

令和 7 年 7 月 30 日 (水) 午後 2 時 40 分

- (シ) 1 の(1)のシの業務

令和 7 年 7 月 30 日 (水) 午後 3 時

- (ス) 1 の(1)のスの業務

令和 7 年 7 月 30 日 (水) 午後 3 時 20 分

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口 1

京都府流域下水道事務所 2 階入札室

- ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

- (ア) 受領期限

令和 7 年 7 月 29 日 (火) 午後 5 時

- (イ) 提出先

2 の(1)に同じ。

- (ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

- (2) 入札の方法

ア 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

イ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単位重量当たりの処分費及び収集運搬費の単価を設定することを条件とする。

ウ 落札の決定は、イによる単価に基づいて算定された契約期間に係る予定数量の総額の比較によって行う。

エ 再度入札については、入札説明書において指定する。

- (3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(予定数量に対する総額)に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札者は、一旦入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

- (5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

- (6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (7) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

- (8) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を 2 の(1)の場所へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

- (9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3 に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

- イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者の行った入札
- カ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
- キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
- ケ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札
- コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

(10) 落札者の決定方法

- ア 京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第 9 号）第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- イ 次表掲載の業務については、開札順欄の番号順に開札及び落札決定を行うものとし、表単位で 1 事業者 1 件に落札を制限する。このため、表単位でいずれかの案件の落札者となった者は、当該表中の他の案件について落札者となることはできない（処分業者に限り、単体業者又はグループ業者の別を問わない。）。

表 A

開札順	対象委託業務	業務番号
1	1 の(1)の ア	処 分：流 7 洛南第13号の A－3 収集運搬：流 7 洛南第12-01号の B－3
2	1 の(1)の イ	処 分：流 7 洛南第13号の A－4 収集運搬：流 7 洛南第12-01号の B－4
3	1 の(1)の ウ	処 分：流 7 洛南第13号の A－5 収集運搬：流 7 洛南第12-01号の B－5
4	1 の(1)の エ	処 分：流 7 洛南第13号の A－6 収集運搬：流 7 洛南第12-01号の B－6

表 B

開札順	対象委託業務	業務番号
1	1 の(1)の オ	処 分：流 7 洛南第13号の A－9 収集運搬：流 7 洛南第12-01号の B－9
2	1 の(1)の カ	処 分：流 7 洛南第13号の A－10 収集運搬：流 7 洛南第12-01号の B－10
3	1 の(1)の キ	処 分：流 7 洛南第13号の A－11 収集運搬：流 7 洛南第12-01号の B－11

表 C

開札順	対象委託業務	業務番号
1	1 の(1)の ク	処 分：流 7 宮津第13号の A－3 収集運搬：流 7 宮津第12-01号の B－3
2	1 の(1)の ケ	処 分：流 7 宮津第13号の A－4 収集運搬：流 7 宮津第12-01号の B－4

表 D

開札順	対象委託業務	業務番号
1	1 の(1)の コ	処 分：流 7 上流第13号の A－3 収集運搬：流 7 上流第12-01号の B－3
2	1 の(1)の サ	処 分：流 7 上流第13号の A－4 収集運搬：流 7 上流第12-01号の B－4
3	1 の(1)の シ	処 分：流 7 上流第13号の A－5 収集運搬：流 7 上流第12-01号の B－5
4	1 の(1)の ス	処 分：流 7 上流第13号の A－6 収集運搬：流 7 上流第12-01号の B－6

- 6 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- 7 契約書作成の要否
要する。
- 8 入札保証金
免除する。
- 9 違約金
落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の 5 相当額の違約金を徴収する。
- 10 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- 11 契約の解除予約及び損害賠償請求
京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- 12 その他
- (1) 1 から11までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- (4) 令和 8 年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。
- 13 Summary

(1) Content of service:

- a. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
- b. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
- c. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
- d. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
- e. Transporting and processing for reuse of the dried sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
- f. Transporting and processing for reuse of the dried sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
- g. Transporting and processing for reuse of the dried sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
- h. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Miyazuwan Wastewater Treatment Plant
- i. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Miyazuwan Wastewater Treatment Plant
- j. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Kizu River Headstream Wastewater Treatment Plant
- k. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Kizu River Headstream Wastewater Treatment Plant
- l. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Kizu River Headstream Wastewater Treatment Plant
- m. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Kizu River Headstream Wastewater Treatment Plant

(2) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation:

From 9:00 AM to 4:00 PM (except time slot from noon to 1:00 PM) from Friday, June 13, 2025 to Wednesday, July 9, 2025 (except for Sundays and Saturdays)

(3) The time, date and place for tenders:

- a. 10:00 AM on Wednesday, July 30, 2025
- b. 10:20 AM on Wednesday, July 30, 2025
- c. 10:40 AM on Wednesday, July 30, 2025
- d. 11:00 AM on Wednesday, July 30, 2025
- e. 11:20 AM on Wednesday, July 30, 2025
- f. 11:40 AM on Wednesday, July 30, 2025

g. 1:20 PM on Wednesday, July 30, 2025

h. 1:40 PM on Wednesday, July 30, 2025

i. 2:00 PM on Wednesday, July 30, 2025

j. 2:20 PM on Wednesday, July 30, 2025

k. 2:40 PM on Wednesday, July 30, 2025

l. 3:00 PM on Wednesday, July 30, 2025

m. 3:20 PM on Wednesday, July 30, 2025

Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office

1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo-City, Kyoto

617-0836, Japan

(4) Deadline for tender by mail:

5:00 PM on Tuesday, July 29, 2025

(5) Contact point for the notice:

Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office

1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo-City, Kyoto

617-0836, Japan

TEL: (075) 954-1877

FAX: (075) 955-2224

府 議 会

京都府政務活動費の交付に関する条例（平成24年京都府条例第68号）第5条第2項の規定により、次のとおり会派異動届の提出があった。

令和 7 年 6 月 13 日

京都府議会議員 荒 卷 隆 三

会派の名称	異 動 年月日	異動事項	新	旧
国民民主党・日本維新の会京都府議会議員団	令 7. 6. 4	所属議員の数	11名	12名

選 挙 管 理 委 員 会

令和 7 年執行予定の京都府議会議員城陽市選挙区補欠選挙における立候補の届出の手續等についての説明会を、次のとおり開催する。

令和 7 年 6 月 13 日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

- 令和 7 年 6 月 24 日（火）午前 9 時 30 分
- 2 場所
城陽市立福祉センター 1 階 大ホール
城陽市寺田東ノ口 17 番地
- 3 説明事項
(1) 選挙の主要事務日程について
(2) 立候補の届出の手續等について
(3) 選挙運動等について
(4) 選挙運動用自動車の交通規制について
(5) 選挙運動用通常葉書の使用について
(6) その他
- 4 参集範囲
京都府議会議員城陽市選挙区補欠選挙の立候補予定者又はその代理人併せて 2 人以内



令和 7 年執行予定の京都府議会議員城陽市選挙区補欠

選挙における政党等に対する政治活動等についての説明会を、次のとおり開催する。

令和 7 年 6 月 13 日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

- 1 日時
令和 7 年 6 月 25 日（水）午前 10 時
- 2 場所
京都府庁旧館 2 階 京都府正庁
京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
- 3 説明事項
(1) 選挙の主要事務日程について
(2) 選挙運動期間中における政治活動等について
(3) 政治活動用自動車の交通規制について
(4) その他
- 4 参集範囲
政党その他の政治団体又はその支部の代表者その他の関係人併せて 2 人以内

人 事 委 員 会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 13 日
京都府人事委員会
委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則 114—98

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（京都府人事委員会規則 14—2）の一部を次のように改正する。

別表知事の本庁の項中「 理事」の右に「 業務推進役」を、「 参事」の右に「 総務事務室長」を、「人事課の」の右に「主幹、課長補佐、」を、「財政課の主幹」の右に「、課長補佐」を加え、同表知事の広域振興局の農林商工部の項中「理事」の右に「 企画参事」を加え、同表知事の項中

消防学校	校長 副校長 事務長	を
自転車競技事務所	所長 次長	

」

消防学校	校長 副校長 事務長	に、

」

交通事故相談所	所長
植物園	園長 副園長 課長 総務係長
京都学・歴彩館	館長 副館長 課長 主幹及び課長補佐（職員の人事、給与その他の勤務条件、服務又は職員団体との関係に関する事務を全般的に担当する者に限る。）
体育館	館長 副館長

を

京都学・歴彩館	館長 副館長 課長 主幹及び課長補佐（職員の人事、給与その他の勤務条件、服務又は職員団体との関係に関する事務を全般的に担当する者に限る。）
自転車競技事務所	所長 次長
植物園	園長 副園長 課長 総務係長
体育館	館長 副館長
交通事故相談所	所長
動物愛護センター	所長 所長補佐

に改め、同表知

事の家庭支援総合センターの項中「主幹及び課長補佐」を「係長」に改め、同表知事の項中

看護学校	校長 事務長
動物愛護センター	所長 所長補佐

を

看護学校	校長 事務長
------	--------

に、

京都障害者高等技術専門校	校長 副校長
城陽障害者高等技術専門校	校長

を

京都障害者高等技術専門校	校長 副校長
--------------	--------

に改め、同表知

事の農林水産技術センターの項中「企画室長」を「企画連携室長」に改め、同表人事委員会の項中「参事」及び「主査」を削り、同表労働委員会の項中「次長」及び「参事」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



京都府人事委員会告示第101号

個人情報保護に関する法律施行細則第22条第1項に規定する保有個人情報等を定めた告示（令和5年京都府人事委員会告示第92号）の一部を次のように改正し、令和7年7月1日から施行する。

令和 7 年 6 月 13 日

京都府人事委員会
委員長 辻 幸 子

表中

順位及び総合得点	閲覧	合格発表の日から起算して 1 箇月間（第 1 次試験の合格者に係るものは、最終合格発表の日から 1 箇月間）	京都府人事委員会事務局総務任用課
総合ランク（第 1 次試験の結果については、不合格者に係るものに限る。）	閲覧	合格発表の日から起算して 1 箇月間	京都府人事委員会事務局総務任用課

を

順位及び総合得点	閲覧	合格発表（第 1 次試験の合格者にあつては、最終合格発表）の日から起算して 1 箇月間	京都府人事委員会事務局総務任用課
----------	----	---	------------------

に改める。

監 査 委 員

京都府監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 32 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 13 日

京都府監査委員 能 勢 昌 博
同 藤 山 裕紀子
同 森 敏 行
同 橋 本 幸 三

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
浅 野 良 治	京都市中京区東洞院通六角上る三文字町 219 番地 六角ハイツ 401 号室
岸 野 将 史	京都市北区紫竹下高才町 19 番地 4
四 方 浩 人	京都市下京区南町 568 番地の 8

津 田 穂 積	栗東市縄 2 丁目 2 番 34 の 2612 号
中 川 正 茂	亀岡市南つつじヶ丘大葉台 2 丁目 7 番 11 号
西 村 拓 哉	京都市中京区大宮通三条上る姉大宮町東側 115 番地

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和 7 年 6 月 13 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

正 誤

令和 5 年 3 月 28 日付け京都府公報号外第 11 号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
30	下から 17	令和 5 京都府規則第 14 号	令和 5 年京都府規則第 14 号

令和 7 年 2 月 28 日付け京都府公報号外第 4 号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
10	下から 8	老発 0921 第 1 号	老発 0912 第 1 号
12	上から 10	もの	ものに
16	上から 1	賃金	介護従事者の賃金

令和 7 年 3 月 25 日付け京都府公報第 598 号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
194	右	上から 23	第 3 条第 2 項	第 16 条第 3 項

令和 7 年 3 月 31 日付け京都府公報号外第 10 号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
48		上から 32	(第 25 条関係)	(第 25 条の 2 関係)
65	左	上から 1	額 (	得た額 (
		下から 13	「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、」を削り、「運賃等の」を「運賃等」に、	「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」を「運賃等」に、
66	左	下から 2	をし	を
	右	上から 13	運賃等相当	運賃等相当額
72	右	上から 8	「前項」と、	「前項」
73	右	上から 23	「第 12 条の 5 第 2 項第 3 号」を「第 12 条の 4 第 3 号」に	「第 12 条の 5 第 3 項」を「第 12 条の 4 第 3 項」に

令和 7 年 4 月 1 日付け京都府公報号外第 14 号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
10	上から 18	「農商工連携・推進課長」を「企画参事 農商工連携・推進課長」	「 農商工連携・推進課長 」を「 企画参事 農商工連携・推進課長 」